役員及び評議員の報酬等に関する規程

2018年9月5日
MF第201800002号

（総則）
第1条　一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）の定款第14条及び第31条に基づく役員及び評議員に対する報酬等については、この規程の定めるところによる。

（定義）
第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 役員とは、定款第24条に基づく理事及び監事をいう。
(2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
(3) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。

（常勤役員）
第3条　常勤役員とは理事及び監事のうち、財団の実務に従事する役員として理事会において決議した者をいう。
2　理事長は常勤または非常勤とする。
3　専務理事及び常務理事は常勤とする。
4　監事のうち1名以上を常勤とする。

（報酬等の種類）
第4条　常勤役員には、報酬、通勤手当及び退職慰労金を支給することができる。
2　非常勤役員及び評議員には、報酬及び退職慰労金を支給することができる。
3　前2項の退職慰労金の額及び運用に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

（報酬の区分）
第5条　常勤役員の報酬は4月1日から翌年3月31日までの1年を単位とした年俸制とし、別表1「常勤役員報酬基準表」の額とする。ただし、週4日以下の勤務となる常勤役員においては、別表1「常勤役員報酬基準表」に基づき基準を定め、従事割合によって額を定める。
2　常勤役員の報酬は、その者の実務実績、財団の事業実績等に応じ、前項の規定による年俸額の100分の15の範囲内で、これを増額し、又は減額することが出来る。
3　前2項に基づき、各常勤理事及び常勤監事に適用する常勤役員報酬基準表における区分及び報酬額を評議員会において決定する。
4　非常勤役員の報酬は、次の区分により支給する。
(1) 非常勤理事の報酬は、別表2「非常勤理事報酬基準表」により支給する。
(2) 非常勤監事の報酬は、別表3「非常勤監事報酬基準表」により支給する。
5　評議員の報酬は、別表4「評議員報酬基準表」により支給する。

（通勤手当）
第6条　所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、通勤手当を支給する。
2　通勤手当は、理事長が別に定めるところにより支給する。

（報酬の支給定日及び支給方法）
第7条　常勤役員の報酬は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）に第5条第3項で定められた額を12で除して得た額（以下、「月額報酬」という。）を支給する。
2　役員及び評議員の報酬は、法令又は本人の希望に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除してその残額を現金で本人に支給する。ただし、本人の希望によりその者に支給すべき金額の全部又は一部をその者の預金への振込みによって支払うことができる。

（新たに常勤役員となった者の月額報酬）
第8条　月の途中に常勤役員に就任した場合、及び報酬額に変更があった場合の支給額は、当該月については、月額報酬を日割計算により算出した額とする。

（常勤役員でなくなった者の月額報酬）
第9条　常勤役員が次の各号の一に該当するときは、その月に支給する報酬は、月額報酬を日割計算により算出する。
(1)　辞任又は任期満了により退任したとき
(2)　解任されたとき
2　常勤役員が死亡したときは、その月の月額報酬の全額を支給する。

（常勤役員の月額報酬の支給定日の特例）
第10条　前2条の規定による月額報酬の支給日は、第7条第1項の規定にかかわらず、同項の支給定日によらないことができる。
2　前項の場合における支給日は、辞任、任期満了、解任または死亡により退任した日の翌々月末までに支払うものとする。

（日割計算の方法）
第11条　この規程に定める報酬の日割計算方法は、月額報酬を1年間における月平均所定労働日数（小数点以下第1位未満切捨）で除した額に、支給を開始する日からその月の末日まで、又はその初日から支給を停止するまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じることにより行うものとする。

（端数の処理）
第12条　この規程の定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。

別表1　常勤役員報酬基準表

区分	年俸額
1	14,000,000円
2	15,000,000円
3	16,000,000円
4	17,000,000円

別表2　非常勤理事報酬基準表

理事会出席の都度	20,000円

別表3　非常勤監事報酬基準表

理事会・評議員会出席の都度	20,000円

別表4　評議員報酬基準表

評議員会出席の都度	20,000円